

和歌山県景観まちづくりポータルサイト構築事業(和歌山県ふるさと雇用再生特別基金活用事業)

わかやま 景観・まちづくり新聞

県内の景観やまちづくりに関する取り組みについて情報をお届けします。
市町村やまちづくり団体の取り組みで記事がありましたら、ご連絡ください!

VOL.12 2012.1.10

発行：和歌山県 県土整備部
都市住宅局 都市政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1
TEL：073-441-3228
FAX：073-441-3232
URL：http://www.pref.wakayama.lg.jp/
prefg/080900/
E-Mail：
e0809001@pref.wakayama.lg.jp
編集：NPO 法人 市民の力わかやま

和歌山県景観支障防止条例

平成24年1月1日施行

平成23年7月7日、「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例(通称：景観支障防止条例)」が公布されました。

この条例は、著しく劣悪な景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、建築物等が廃墟化し景観上支障となることを禁止し、そのような廃墟については、周辺住民からの要請をもって除去などの措置を行わせることが可能とすることを定めています。

平成24年1月1日から施行されます。

○建築物等を廃墟にしないように最低限の規範を規定します。

建築物所有者等の責務
建築物等の外観について、周辺の良好な景観に支障となる廃墟とならないよう維持保全に努めなければなりません。

建築物等の状態規制
建築物等の外観については、著しい破損、腐食等により、周辺の良好な景観と著しく不調和な状態(景観支障状態)であってはなりません。

○周辺住民からの要請をもって必要な措置の勧告や命令を出します。

周辺住民の要請
景観支障状態である廃墟の周辺住民は、除却などの措置をとるよう共同で知事に要請することができます。

勧告
知事は、必要と認められれば、除却などの措置をとるよう勧告を行います。

命令
知事は、勧告に従わない場合で特に著しい景観支障状態のものについては命令を行います。

わかやま景観づくり協定 知事認定 第1号

黒江の町並みを活かした景観づくり協定(海南市)

海南市黒江の歴史と風情ある独特の町並みを守り、育て、次世代に引き継いでいくために、住民相互が景観づくりのルールに関して締結した協定が、平成23年12月27日、和歌山県景観条例に基づき、わかやま景観づくり協定知事認定第1号として認定されました。

○自主ルール「黒江の町並み景観形成基準」による町並みの保全

建物の外観を紀州格子風にするなど、形態、色彩及び素材のルール
清掃美化活動や空き家等の管理・活用などの相互協力

きれいな町並みを維持保全するため住民相互が協力した取り組み

○「黒江の町並みを活かした景観づくりサポーター」制度

黒江の景観づくりを応援する区域外の方も協働で景観づくり活動を実施

○協定運営協議会を設置し、協定の円滑な運営を実施

協議会において「黒江の町並み景観形成基準」の自主チェック



青線は協定の活動範囲を示す



黒江の町並み景観づくりサポーター募集
黒江の町並みを活かした景観づくり協定 代表 阪井俊夫
TEL 080-3773-3616

氏名	
住所	
TEL	
備考	

黒江の町並み景観づくりサポーター募集

黒江といえば、室町時代にまで遡るといわれる紀州漆器があり、紀州藩の保護を受けて大きく発展しました。今でも伝統産業で賑わっていた当時の姿を良く留めています。切妻屋根に紀州連子の格子、虫籠窓、白漆喰の蔵があり、うだつのある家があり、黒江特有の「のこぎり歯」状の町並みも残っています。

この町並みを守り、育てて次世代に引き継いでいくために、景観づくり活動に参加する方を広く募集しています。活動内容としては町家などの外観の保全・維持管理、空き家の有効活用、清掃美化活動や各種イベントなど。あなたも、参加してみませんか。

「連絡先」

黒江の町並みを活かした景観づくり協定

代表 阪井俊夫

TEL 080-3773-3616

和歌山景観づくり協定とは

- 住民や事業者が相互に結んだ地域の景観づくりのルールに関する協定を知事が和歌山県景観条例に基づき認定します。
- 県は、協定締結に際して、ノウハウの提供などによりバックアップするとともに県民に広く公表することにより、住民参画の景観づくりを促進します。
- この協定をきっかけとして、将来、住民提案型景観形成地域や伝統的建造物群保存地区などに繋がるよう継続的にサポートしていきます。

「ふるさとフォトグラファー」 写真募集中

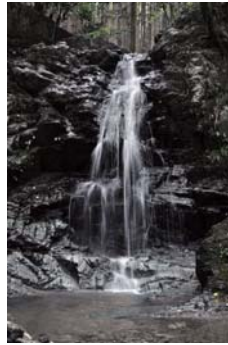
「きのくに風景讃歌」のサイトに、「ふるさとフォトグラファー」のページがあります。ふるさと和歌山県には、すばらしい景観や町並み、建造物、文化遺産などが本場に一杯！。あなたが家宝と感じたものを写真で投稿してください。毎月フリーとテーマ別にコンテストが開催されています。あなたの投稿をお待ちしています。トップページの「写真投稿」のメニューからお入りください。



「きのくに風景讃歌」
<http://www.kinokuni-sanka.jp/>

審査員..湯浅町商工会 谷中様

11月フリー投稿



新田(しんでん)の滝 (あらちゃん0702)

11月テーマ投稿:秋、紅葉



四郷の柿の里 (まーちゃん mokok147h2o)

審査員..有機JAS農産物生産者「堀農園」 堀様

12月フリー投稿



晩秋の堀越観音 (りゅうちゃん1940-ra)

12月テーマ投稿:冬の風物詩



水仙、風を感じて (きのむくま city!)

「海の駅」でアマモ場づくり



内之浦湾

づくりです。「アマモ場」は★「海のゆりかご」水産生物の幼魚を大型魚から守りながら、餌場を提供して育てます。
 ★「温暖化防止」二酸化炭素の吸収に、重要な役割を果たします。
 ★「水の浄化作用」海水中の過剰な栄養分を吸収して、水をきれいにする効果があります。

★沖からの波を小さくし、砂浜や干潟を守る役割をします。
 アマモの種まきには、会員に加え、地元の新庄第二小学校の児童も参加して行われます。
 種まきというと、パラパラと撒くイメージですが、アマモは大変ユニークな方法がとられます。

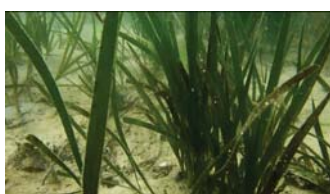
周囲の酸素が多いと発芽しない性質を持っているアマモの種を、糊に入れて混ぜて使うのです。
 種が混ざった糊を、長さ5m、幅1mの不織布に塗りつけ、ヤシの繊維でできたシートで挟んで大きなホチキスで止めます。

その後、ダイバーが神島近くの海底にシートを設置するのですが、糊や不織布、ヤシのマットなど、環境に配慮した物が使われているので、アマモの発育と共に、徐々に自然に還っていきます

今年、7千粒の種を蒔いたシートを6枚作ったので、4万2千粒を植えたことになりました。
 児童達は、成長している「アマ



小学生が参加してアマモの種まき



アマモの種まきの様子や、水中撮影などを収めたDVDをご希望の皆様にご希望の皆様にプレゼントしています。

連絡先 「NPO法人 内之浦湾を良くする会」 090-4901-4063(越原)

「豊かな人づくり」にも繋がっているようにです。

連載コラム 高橋寛治が語るまちづくり(6)

「美山方式」

文化財保護法によって、歴史や文化を伝える町並みを持つ「重要伝統的建造物群保存地区」の制度が始まって30年が経過し、和歌山県内でも湯浅町湯浅地区が指定を受けている。

平成5年に、この重伝建の指定を受けた京都府南丹市美山町北集落は関西を代表する美しい村である。ここで昭和51年度から始まった集

落活性化への取り組みは幅が広く、外から来た人も一緒になって「住みよいふるさとづくり」を目指している。それは単に建物保存や観光地とは異なった、地域の未来を考える取り組みである。

事の始まりは、米の過剰生産による転作の実施によって、山裾に耕作放棄地が生まれて畑が山になり、植林されてゆく姿を「山が降りてくる」と見た危機感から始まった。この全てが荒れてしまう現状

に対して、当時の美山町では職員が現場へ出向き意向調査や集落懇談会を実施した。

その中から対話の出来る組織が生まれ、その一つが茅草(かやぶき)の農家が集まる北集落であった。そこでの再生方針は、今まで

山の作業に頼っていた「むら」を一回作り直すことである。農家にとつて一番大切な田や畑を集落全

体のものと考え、基盤整備や皆が集まる集落センターなどを新農業構造改善事業で行うことから始

まった。新農構の特徴は事業の計画づくりにある。

この作業を通して集落全体の仲間意識を醸成し、一方では高齢化する山村に、国とは一味異なった「美山方式」の地域整備を導き出すこと

になった。新農構の整備を終えた後は、どこでも同じような圃場や農村広場や集落センターが出来ていった。

しかし、事業によって全体の環境が整ったことに合わせて、地域に合った施設の使われ方が始まり、農村広場はテニスコートへ、集落センターが農産物加工場へ衣替えをして婦人の出場(でば)が生まれた。

一方で地元だけでは「井の中の蛙」と考えてイターンを受け入れたことも良かった。

(次号に続く)

大辺路の保全と顕彰活動Ⅱ熊野古道大辺路刈り開き隊



古道保全活動



大辺路ガイド

プロフィール

高野山大学客員教授 埼玉大学教養学部非常勤講師 元高野町副町長

長野県飯田市産業経済部長として、飯田市の中心市街地だけでなく、工業・産業観光・文化など全分野にわたる活性化推進の中心的人物として活躍した後、和歌山県高野町の副町長として、高野町の活性化を推進した。



高橋寛治氏

熊野古道は平成16年(04年)に「紀伊山地の霊場と参詣道」に含まれるかたちで、「文化的景観」としてユネスコの世界遺産に登録されました。もともと、古道すべてのルートが登録されているわけではなく、とくに田辺市から那智勝浦町にかけての海沿いの長大なルートである大辺路は、全体の1割に満たない10kmほどが登録されているにすぎません。

これは古道の多くが、鉄道や自動車道用地になって分断されたり消滅してしまったり、文化財指定に土地所有者の了解が得られなかったりしたためもありますが、和歌山県では、その世界遺産の保全管理計画の中で、古道など文化財の世界遺産追加指定に向けて努力する旨の方針を掲げています。

熊野古道大辺路刈り開き隊(上野一夫代表)は、世界遺産指定以前から個人的に大辺路ルートの調査を行っていた人々が集まって平成15年(03年)に結成されました。

それ以来、今日まで「道はつながらってこそ価値がある」をモットーに、古老からの聞き取りや古地図などを参考に、草むしり場所さえわからなくなっていた古道を発掘したり、案内看板を建てたりして、古道ルートをつなげること

に専念してきました。現在のメンバーは31名で、居住地も和歌山市から三重県尾鷲市まで広範囲にわたっています。大辺路ルートがほ

ぼ確定された現在では、定期的な道の保全作業や古道ウォーカーのため

のガイドの他に、古道の顕彰活動に

しだいに重点が移ってきています。

大辺路の特徴である豊かな照葉樹林や海岸風景、そして沿道の歴史や文化の広報活動などがそれです。

地元の学校や修学旅行で大辺路を訪れた生徒たちを対象とした教育目的の古道ウォークや道普請体験、自然観察会などの開催に加え、他地域の古道関連団体との連携、世界遺産追加指定に向けた調査活動への協力も積極的に行っています。

また最近では、明治中期まで大辺路と中辺路をつなぐ重要物流ルートであった旧古座街道の全容を明らかにすべく、調査活動を始めています。司馬遼太郎の「街道をゆく」シリーズ中、たいへん人気の高い古座街道の近い将来の観光活用が期待されています。



高校生対象の磯の自然観察

海南市黒江の町並み紹介

黒江の町並みは、のこぎりの歯のように並んでいます。起源は江戸時代に黒江の入江を埋め立てた時に平行四辺形の区画割りをしたことに始まると考えられています。三角形の空き地にはかつては荷車が置かれ、現在は車庫として活用されています。



川端通りに残る「のこぎり歯」状の町並み



うだつ

卯建(うだつ) 一階屋根と二階屋根の間の外壁に張り出すように袖壁のある家があります。この袖壁は装飾目的とした場合もありますが、隣家からの火災が燃え移るのを防ぐ防火壁として作られていることが多いようです。袖壁の中で特に壁の上部に瓦屋根のあるものは卯建と呼ばれています。



うだつのある町家と漆器蔵



虫籠窓

虫籠窓 明かり取りと風通しのため、二階に設けた固定の格子窓です。近世から近代初頭の町家に見られます。



都市政策課からシンポジウム開催のお知らせ

『歴史を活かしたまちづくり』
～戦略的都市再生プログラム～

平成24年1月22日(日) 午後2時～5時

- 主催 海南市・和歌山県
- 開催都市 海南市
- 場所 黒江防災コミュニティセンター「うるわし館」
- 基調講演 西村 幸夫氏 (東京大学 副学長)
- パネルディスカッション
- コーディネーター 足立基浩氏 (和歌山大学経済学部教授)
- パネリスト 西村 幸夫氏 (東京大学 副学長)
- 中村 哲三氏 (海南市観光協会 会長)
- 池原 弘貴氏 (紀州漆器協同組合 青年部副部長)
- 神出 政巳氏 (海南海市長)

シンポジウムは、当日先着順となります。会場が満席になり次第締め切らせて頂きます。ご了承下さい。

まち歩きの申込方法・問い合わせ先

シンポジウムに先立ち、12:30 から「黒江のまち歩き」(要申込)を行います。まち歩きコーディネーター 笠野 衣美氏(フリーアナウンサー) 受付場所: 黒江防災コミュニティセンター前(小雨決行) 受付時間: 12:30~12:40

■申込先
〒642-8501 和歌山県海南市日方1525番地6
海南市役所 まちづくり部 都市整備課

FAX : 073-483-8483
E-mail : toshiseibi@city.kainan.lg.jp
TEL : 073-483-8480 (直通)
※当日のお問い合わせは、黒江防災コミュニティセンターまで
TEL : 073-483-5220

■申込期限 平成24年1月12日(木)



「景観まちづくりフォーラム in 田辺」

一扇ヶ浜を活用した田辺市まちづくりの方向へ

日程 平成24年2月11日(土) 13:00~15:30

会場 田辺商工会議所 3階大会議室

- < 基調講演 >
- 演題 「地域における水族館の位置づけ」
- 講師 森 拓也氏 (すさみ海立エビとカニの水族館館長)
- < パネルディスカッション >
- 一扇ヶ浜を活用した田辺市のまちづくり
- < パネリスト >
- コーディネーター: 鈴木 裕範氏 (和歌山大学経済学部准教授)
- パネリスト:
- 森 拓也氏 (すさみ海立エビとカニの水族館館長)
- 浜口 公一氏 (扇ヶ浜総合開発特別委員会委員長)
- 田上 雅人氏 (イルカふれあい事業実行委員長)

< 定員等 > 入場無料 先着 60名
< 申込・お問い合わせ先 >
申込・お問い合わせ先: 田辺商工会議所
〒646-0033 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
TEL : 0739-22-5064
FAX : 0739-25-2783
E-mail : t-cci@mb.aikis.or.jp

< 主催等 >
主催: 田辺商工会議所
共催: NPO 法人 市民の力わかやま

「景観・まちづくり新聞」のバックナンバーは「きのくに風景讃歌」のサイトからダウンロードできます。

「きのくに風景讃歌」
<http://www.kinokuni-sanka.jp/>



NPO 法人 市民の力わかやま

〒640-8215 和歌山市橋丁21番地 N2ビル 3F
TEL/FAX 073-428-2688
URL <http://shimin.or.jp/>
e-mail info@shimin.or.jp
受付時間 月~金 9:30~16:30 ※土日祝休み